

★ いろいろなマークについて ★

みたことありますか？探してください！

釣り道具にはいろいろなマークがついています。また、それぞれに意味があります。どれについてか探してください。

釣りしんこう
釣振興マーク



このマークのついている商品は「釣り」と「釣り環境」をよりよく発展させようと協力しています。
(公財)日本釣振興会が日本の「釣り」と「釣り環境」をよりよく発展させようと設けた釣振興事業資金拠出に協力している商品につけることができるマークです。

エコマーク



このマークのついている商品は環境にやさしく、安心して使えます。

(一社)日本釣用品工業会が、健全な釣場環境を維持管理していくため、環境にやさしい釣り用品として認めた商品につけることができるマークです。

かんきょう び か
環境・美化マーク



このマークは釣り関連商品についています。
このマークは(一社)日本釣用品工業会と(公財)日本釣振興会をはじめとした、釣り界全体が推進する環境・美化活動(釣り環境ビジョンコンセプト)に基づくLOVE BLUE事業)に協力している釣り関連商品に表示されるマークです。

こうせい
公正マーク



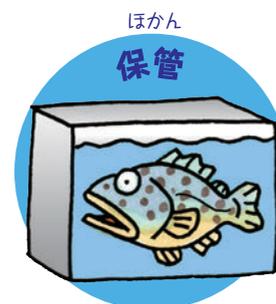
このマークは釣竿についています。
全国釣竿公正取引協議会が認定した、正しい表示がされている釣竿につけることができるマークです。

★ 「外来生物法」について ★

平成17年6月1日より「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」(通称:外来生物法)が施行されています。

特定外来生物法に指定された魚のなかで、主なものは

○オオクチバス ○コクチバス ○ブルーギル ○チャネルキャットフィッシュです。
特定外来生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つなどが原則禁止されています。



今回の法律によりバスフィッシングそのものやキャッチアンドリリースが規制されるわけはありません。バスフィッシングは今までどおり楽しむことが出来ますが、上記の点にご注意下さい。規則を守ってつりを楽しみましょう。
(一部地域では条例によりキャッチアンドリリースが規制されていますので、注意して下さい。条例を守ってつりをしましょう。条例による規制については県の水産課にお聞きください。また日本釣振興会のホームページでもお知らせしています。)